

【資料集】

- 資料 ① 保険の5要素 比較表
- 資料 ② 平均賃金算定シート
- 資料 ③ 給付基礎日額 年齢階層別 最低・最高限度額
- 資料 ④ 特別加入 給付基礎日額・保険料算定基礎額
- 資料 ⑤ 雇用保険 給付体系図
- 資料 ⑥ 雇用保険 基本手当日額
- 資料 ⑦ 雇用保険 給付日数
- 資料 ⑧ 雇用保険 離職区分・喪失原因
- 資料 ⑨ 雇用保険 求職者給付 受給の流れ
- 資料 ⑩ 労働保険 労働保険番号の意味
- 資料 ⑪ 労災保険率表
- 資料 ⑫ 雇用保険率（令和6年度）
- 資料 ⑬ 特別加入保険率表

令和6年度 基礎研修会
東京労保連

保険の5要素 比較表

資料 ①

	保険者	被保険者	保険料	保険給付	保険事故
健康保険	全国健康保険協会 〇〇健康保険組合	適用事業所に常勤する被用者 (役員も被用者 以下同じ) 任意継続被保険者 退職特例被保険者	被保険者及び事業主が負担 事業主に納付義務 <標準報酬月額 × 料率> <標準賞与額 × 料率> 料率は、被保険者・事業主 折半	<法定給付> 療養、療養費、移送費、 傷病手当金、出産育児一時金、 出産手当金、埋葬料 <付加給付> 健康保険組合毎に独自に給付	業務(通勤)外の 事由による 疾病、負傷、出産、死亡
国民健康保険	市区町村	市区町村に住所を有する者 但し、他の公的保険制度の 被保険者または被扶養者に 該当しない者	世帯主に納付義務 被保険者数、前年の所得等により 算定＝市(区)町村によって 相違あり	<法定給付> 療養、療養費、移送費、 出産育児一時金、葬祭費 <任意給付> 出産手当金、傷病手当金 等	負傷、出産、死亡 業務上、通勤途上については、 労災保険を優先する
厚生年金	政府	適用事業所に常勤する70歳未満の被用者	被保険者及び事業主が負担 事業主に納付義務 <標準報酬月額 × 料率> <標準賞与額 × 料率> 料率は、被保険者・事業主 折半	老齢厚生年金 遺族年金 障害厚生年金 障害手当金 (脱退一時金)	老齢(加齢) 死亡 障害
国民年金	政府	<1号被保険者> 国内に住所を有する20歳以上 60歳未満の者(強制) 任意加入者(海外、高齢) <2号被保険者> 適用事業所に常勤する65歳未満の 被用者 <3号被保険者> 2号被保険者に扶養される20歳以上 60歳未満の配偶者	1号被保険者に負担、納付義務 <1号被保険者> 月額 16,540円 令和2年度 <2号、3号被保険者> 国民年金保険料としては徴収 されず、厚生年金の会計より 拠出される	老齢基礎年金 付加年金 遺族基礎年金 死亡一時金 寡婦年金 障害基礎年金 (脱退一時金)	老齢(加齢) 死亡 障害
労災保険	政府	適用事業所に勤務する労働者 (原則役員は含まない) 特別加入者	事業主のみが負担 事業主に納付義務 賃金 × 料率	<<業務上>> 療養補償給付 休業補償給付 障害補償給付 傷病補償給付 遺族補償給付 葬祭料 その他 <<通勤途上>> 療養給付 休業給付 障害給付 傷病給付 遺族給付 葬祭給付 その他	業務上の事由 または 通勤による 労働者の 負傷、疾病、障害、死亡
雇用保険	政府	適用事業所に勤務する労働者(原則 役員は含まない)で週所定労働時間 20時間以上の者 <ダブルワーク者について> 複数の事業主に雇用される 65 歳以上の 労働者で次のいずれにも該当する者は、 本人の申出に基づき、雇用保険の高年齢 被保険者となることができる ① 2以上の適用事業に雇用される 65 歳以上の者 ② 夫々1の適用事業における1週間の 所定労働時間が 20 時間 未満 ③ ①の内2の適用事業における1週間の 所定労働時間の合計が 20 時間以上	被保険者及び事業主が負担 事業主に納付義務 賃金 × 料率	<<求職者給付>> 基本手当、高年齢求職者給付 金、特例一時金、日雇労働求 職者給付金 他 <<就職促進給付>> 再就職手当、常用雇用支度金 他 <<教育訓練給付>> 教育訓練給付金 <<雇用継続給付>> 高年齢雇用継続基本給付金、 育児休業給付金、介護休業給 付金 他	失業 雇用継続困難 (高齢、育児、介護)

平均賃金算定シート

事業所名 ○○○○○株式会社 労働者氏名 ○○ ○○
 負傷日 令和6年10月31日 賃金締切日 月末日

① 平均賃金の計算(原則)							
A	一定の期間によって 支払ったもの 月・週その他	賃金計算期間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
		総日数	31日	31日	30日	㊦ 92日	
		賃金	資格給	38,000円	38,000円	38,000円	114,000円
			職務給	222,000円	222,000円	222,000円	666,000円
			昼食手当				
			通勤手当	8,388円	8,388円	8,389円	25,165円
計	268,388円	268,388円	268,389円	㊧ 805,165円			
B	制によって支払ったもの 出来高払制その他の請負 日若しくは時間又は	賃金計算期間	7月1日から 7月31日まで	8月1日から 8月31日まで	9月1日から 9月30日まで	計	
		総日数	31日	31日	30日	㊦ 92日	
		労働日数	17日	17日	18日	㊨ 52日	
		賃金	時間外勤務手当	72,182円	45,999円	26,538円	144,719円
			計	72,182円	45,999円	26,538円	㊩ 144,719円
総計	340,570円	314,387円	294,927円	㊪ 949,884円			
平均賃金	賃金総額 ㊪ 総日数 ㊦ 949,884円 ÷ 92日 = 10,324円 82銭 ・・①						

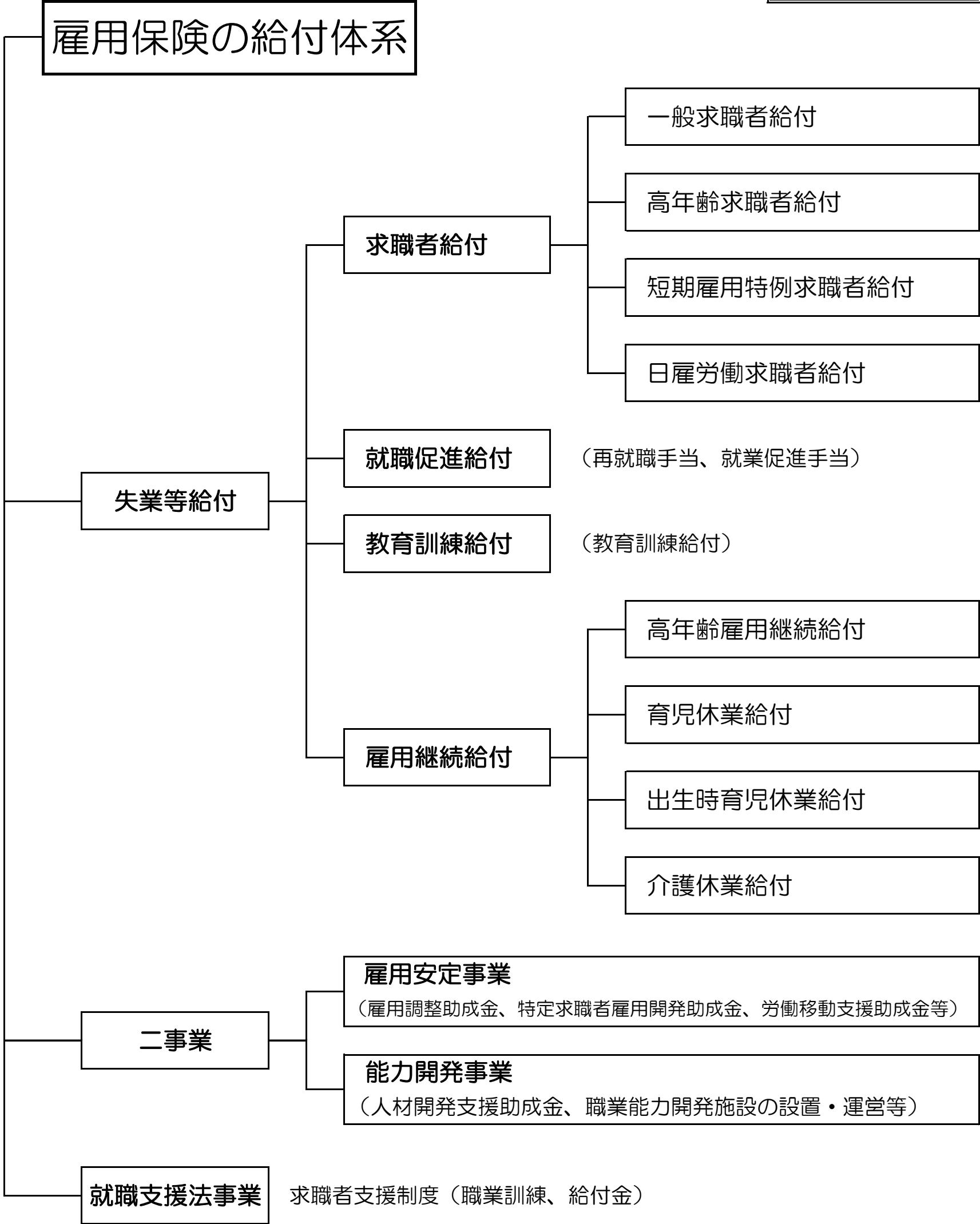
② 平均賃金の計算(最低保障額)						
Aの㊧		総日数 ㊦		㊫		
805,165円		÷ 92日		= 8,751円79銭		
Bの㊩		労働日数 ㊨		㊬		
144,719円		÷ 52日		× $\frac{60}{100}$		= 1,669円83銭
				㊫ + ㊬		10,421円62銭 ・・②

① 平均賃着(原則)	② 平均賃金(最低保障額)	使用される平均賃金
10,324円82銭	10,421円62銭	10,421円62銭

給付基礎日額 年齢階層別 最低・最高限度額

年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳 未満	5,351 円	13,600 円
20歳 以上 25歳 未満	5,978 円	13,600 円
25歳 以上 30歳 未満	6,523 円	14,828 円
30歳 以上 35歳 未満	6,834 円	17,532 円
35歳 以上 40歳 未満	7,129 円	20,304 円
40歳 以上 45歳 未満	7,373 円	21,958 円
45歳 以上 50歳 未満	7,557 円	23,030 円
50歳 以上 55歳 未満	7,504 円	24,673 円
55歳 以上 60歳 未満	7,151 円	25,484 円
60歳 以上 65歳 未満	6,026 円	22,084 円
65歳 以上 70歳 未満	4,090 円	17,014 円
70歳 以上	4,090 円	13,600 円

※ 年齢の計算については、被災労働者の令和6年8月1日における年齢をもって、同日から1年間を当該被災労働者の年齢とする



基本手当日額

資料 ⑥

◆年齢区分に応じた賃金日額・基本手当日額の上限額

離職時の年齢	賃金日額の上限額 (円)		基本手当日額の上限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
29歳以下	13,890	14,130	6,945	7,065 (+120)
30～44歳	15,430	15,690	7,715	7,845 (+130)
45～59歳	16,980	17,270	8,490	8,635 (+145)
60～64歳	16,210	16,490	7,294	7,420 (+126)

【例】

29歳で賃金日額が17,000円の方は、上限額(14,130円)が適用されますので、令和6年8月1日以降分の基本手当日額(1日当たりの支給額)は、7,065円となります。

◆賃金日額・基本手当日額の下限額

年齢	賃金日額の下限額 (円)		基本手当日額の下限額 (円)	
	変更前	変更後	変更前	変更後 (前年度増減)
全年齢	2,746	2,869	2,196	2,295 (+99)

○基本手当日額の下限額は、年齢に関係なく、2,295円になります。

○基本手当日額の計算方法

賃金日額 (w円)	給付率	基本手当日額 (y円)
◆離職時の年齢が 29歳以下(※1)		
2,869円以上 5,200円未満	80%	2,295円～4,159円
5,200円以上 12,790円以下	80%～50%	4,160円～6,395円 (※2)
12,790円超 14,130円以下	50%	6,395円～7,065円
14,130円(上限額)超	—	7,065円(上限額)
◆離職時の年齢が 30～44歳		
2,869円以上 5,200円未満	80%	2,295円～4,159円
5,200円以上 12,790円以下	80%～50%	4,160円～6,395円 (※2)
12,790円超 15,690円以下	50%	6,395円～7,845円
15,690円(上限額)超	—	7,845円(上限額)
◆離職時の年齢が 45～59歳		
2,869円以上 5,200円未満	80%	2,295円～4,159円
5,200円以上 12,790円以下	80%～50%	4,160円～6,395円 (※2)
12,790円超 17,270円以下	50%	6,395円～8,635円
17,270円(上限額)超	—	8,635円(上限額)
◆離職時の年齢が 60～64歳		
2,869円以上 5,200円未満	80%	2,295円～4,159円
5,200円以上 11,490円以下	80%～45%	4,160円～5,170円 (※3)
11,490円超 16,490円以下	45%	5,170円～7,420円
16,490円(上限額)超	—	7,420円(上限額)

雇用保険の基本手当の所定給付日数

○一般の離職者（定年退職、期間満了、自己都合で離職した方等）

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	65歳未満共通	90日				120日		150日		

○倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	1年未満		1年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	30歳未満	90日		90日		120日		180日		—
30歳以上35歳未満	180日					210日		240日		
35歳以上45歳未満	240日			270日		330日				
45歳以上60歳未満	180日			240日		270日		330日		
60歳以上65歳未満	150日			180日		210日		240日		

○障害者等の就職困難な方

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	1年未満		1年以上	
	45歳未満	150日		300日
45歳以上65歳未満	360日			

雇用保険 離職区分・喪失原因

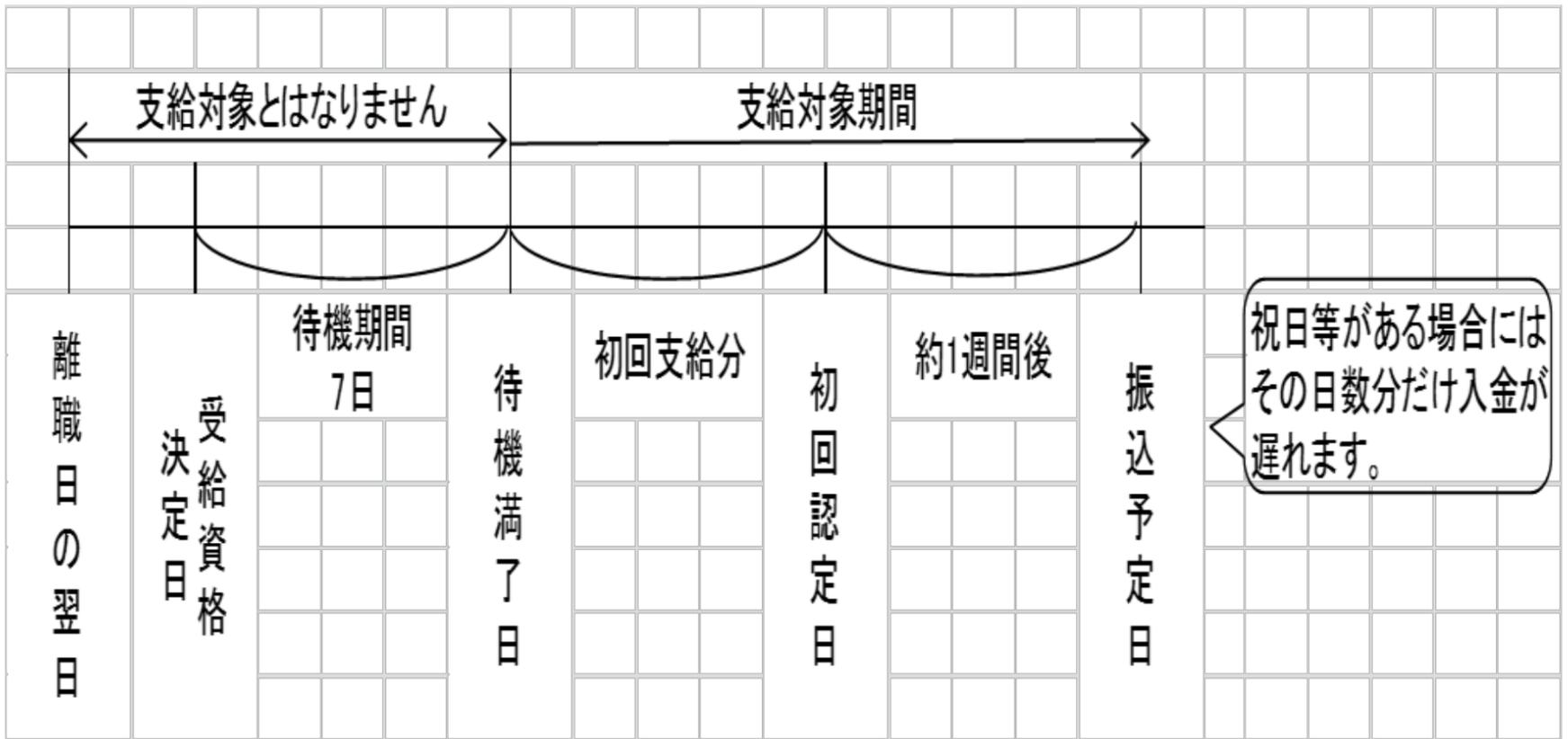
資料 ⑧

離職区分	喪失原因	受給資格	給付日数		給付制限 (2カ月)	主なケース
			給付日数			
			多い給付表=○	少ない給付表=×		
1A	3	特定受給	○		なし	・解雇（1B、5Eを除く） 雇用期間3年以上、雇止め通知なし含む
1B	2	特定受給	○		なし	・事業継続不能による解雇
2A	2	特定受給	○		なし	・特定雇止めによる離職 雇用期間3年以上、雇止め通知あり
2B	2	特定受給	○		なし	・特定雇止めによる離職 雇用期間3年未満等更新明示あり
2C	2	特定理由	○		なし	・特定理由の契約期間満了による離職 雇用期間3年未満等更新明示なし
2D	2	一般受給	×		なし	・契約期間満了による退職（2A、2B、2C以外）
2E	2	一般受給	×		なし	・定年、移籍出向
3A	2or3	特定受給	○		なし	・事業主の働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 ・職場における事情による退職
3B	2	特定受給	○		なし	・事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C	2	特定理由	×		なし	・正当な理由のある自己都合退職
4D	2	一般受給	×		あり	・正当な理由のない自己都合退職
5E	2	一般受給	×		あり	・被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇

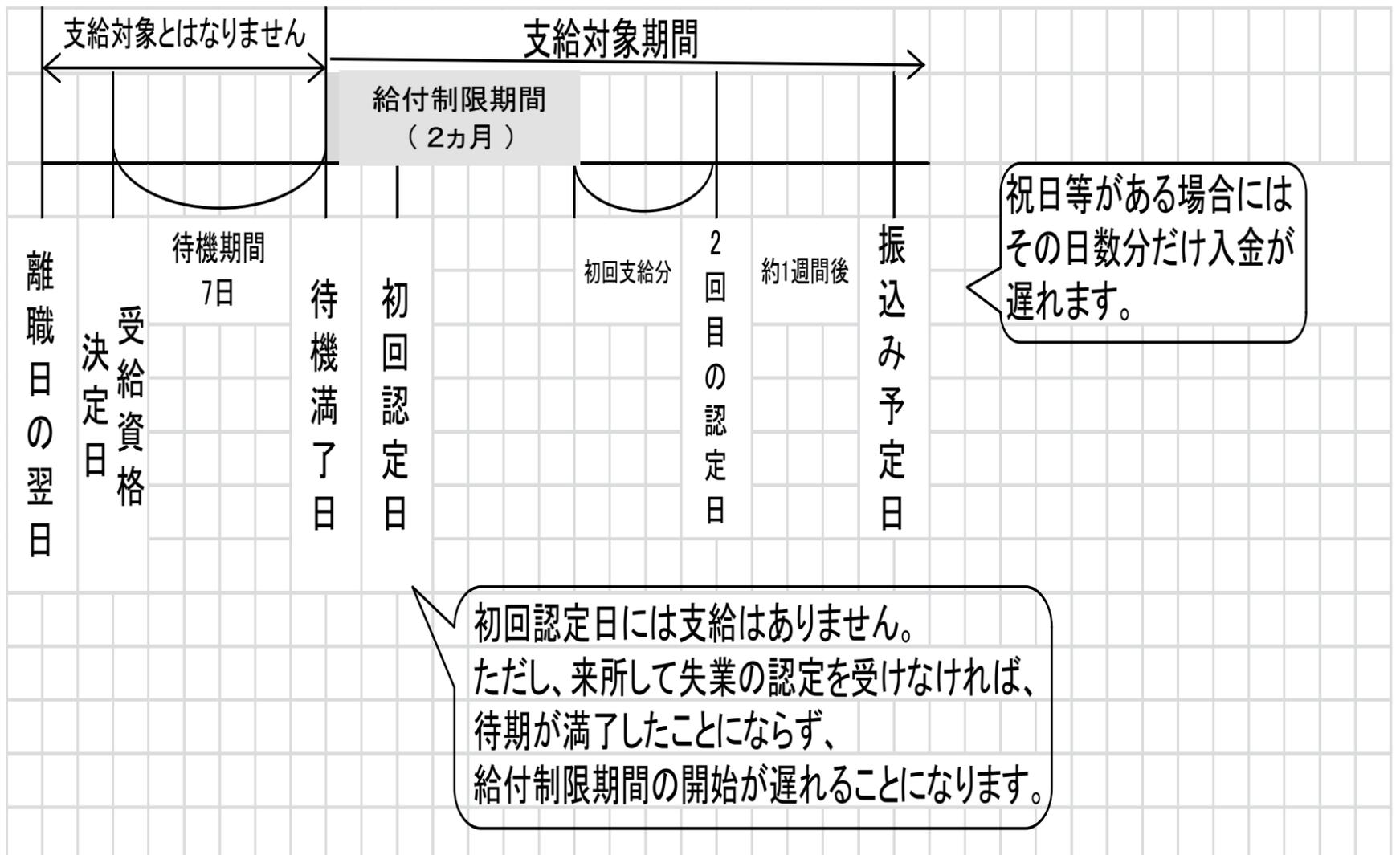
雇用保険 求職者給付（基本手当）受給の流れ

資料 ⑨

会社の都合により離職した場合（特定受給資格者）



自己の都合により離職した場合（(一般)受給資格）



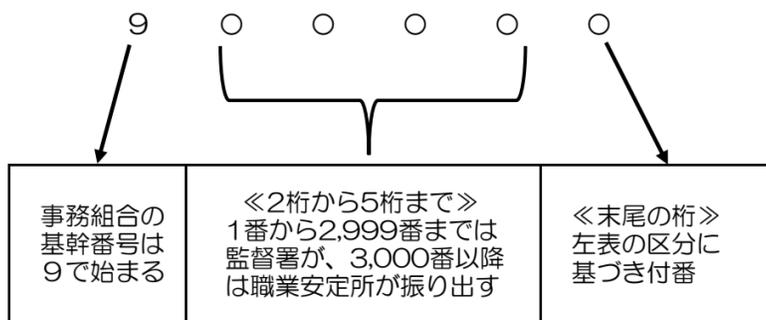
労働保険事務組合に委託した場合に付される労働保険番号

		労働保険番号（労働保険事務組合委託時）										
申告・納付の形態		府県	所掌	管轄	基幹番号					枝番号		
一元適用事業			3		9					0		
										(1)		
二元適用事業	雇用保険に係る 保険関係 「建設・林業」		3		9					2		
										(3)		
	労災保険に係る 保険関係 「林業」		1		9					4		
業	労災保険に係る 保険関係 「建設」		1		9					5		
業	労災保険に係る 保険関係 「事務所労災」		1		9					6		
										(7)		
海外派遣特別加入			1		9					8		
予備					9					9		

《基幹番号》

- 下記により、各労働保険事務組合に対して付番される
- ・1桁目はすべて「9」となり、事務組合委託を意味する。
 - ・2～5桁目は、事務組合ごとに振り出す番号。
 - ・6桁目は、労働保険料の申告・納付区分の形態を示し、末尾0、末尾2などと表現される。

※ 船舶所有者の事業（船員雇用事業）については、労働保険適用
・徴収の状況を把握する必要があることから、個別管理が可能となるよう、基幹番号の2桁から5桁までの番号について、2000番台（2000から2999）を付番している。



《枝番号》

事務組合事務組合に委託した事業所を特定する番号で、999番まで付番がなされた後は、予備のコード番号を用いた新しい基幹番号がのもとに付番される。

《府県番号》

都道府県のコード番号で、01の北海道から47の沖縄まで都道府県ごとに番号が定められている。

《所掌番号》

所掌の区分を表す番号
「1」…労働保険番号の付与事務を労働基準監督署が所掌する事業
「3」…労働保険番号の付与事務を公共職業安定所が所掌する事業

《管轄番号》

管轄する監督署 または 安定所のコード番号となっている。
<下段の管轄コード一覧を参照>

～ 労働保険番号 付番例 ～

○ 立川公共職業安定所管内 一元適用

府県	所	管轄	基幹番号					枝番号					
1	3	3	1	5	9	●	●	●	●	0	●	●	●

○ 品川公共職業安定所管内 二元適用（建設業 雇用保険）

府県	所	管轄	基幹番号					枝番号					
1	3	3	0	4	9	●	●	●	●	2	●	●	●

○ 三鷹労働基準監督署管内 二元適用（建設業 現場労災）

府県	所	管轄	基幹番号					枝番号					
1	3	1	1	8	9	●	●	●	●	5	●	●	●

都内労働基準監督署 管轄コード一覧

コード番号	署名	コード番号	署名
1	中央	12	向島
3	上野	13	亀戸
4	三田	14	江戸川
5	品川	15	八王子
6	大田	16	立川
7	渋谷	17	青梅
8	新宿	18	三鷹
9	池袋	19	町田支署
10	王子	20	小笠原総合事務所
11	足立		

都内ハローワーク（公共職業安定所）管轄コード一覧

コード番号	所名	コード番号	所名
1	飯田橋	13	木場
3	上野	14	八王子
4	品川	15	立川
6	大森	16	青梅
7	渋谷	17	三鷹
8	新宿	19	町田
9	池袋	20	府中
10	王子	30	小笠原総合事務所
11	足立		
12	墨田		

労災保険率表 及び 労務比率表 令和5年度(確定)・令和6年度(概算)

資料⑪

令和6年4月1日改定

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率(単位:1/1000)					
			令和5年度 確定	増減	令和6年度 概算			
林業	02又は03	林業	60	▲ 8.0	52			
漁業	11	海面漁業 (定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く)	18	0.0	18			
	12	定置網漁業 又は海面魚類養殖業	38	▲ 1.0	37			
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業 (石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く)又は石炭鉱業	88	0.0	88			
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	▲ 3.0	13			
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5	0.0	2.5			
	25	採石業	49	▲ 12.0	37			
	26	その他の鉱業	26	0.0	26			
建設事業			労務比率					
			令和5年度確定	令和6年度概算				
	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	19 %	0 %	19 %	62	▲ 28.0	34
	32	道路新設事業	19 %	0 %	19 %	11	0.0	11
	33	舗装工事業	17 %	0 %	17 %	9	0.0	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	24 %	▲ 5 %	19 %	9	0.0	9
	35	建築事業 (既設建築物設備工事業を除く)	23 %	0 %	23 %	9.5	0.0	9.5
	38	既設建築物設備工事業	23 %	0 %	23 %	12	0.0	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事 (組立取付) その他	38 %	0 %	38 %	6.5	▲ 0.5	6
37	その他の建設事業	21 %	0 %	21 %	15	0.0	15	
製造業	41	食料品製造業	6	▲ 0.5	5.5			
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	0.0	4			
	44	木材又は木製品製造業	14	▲ 1.0	13			
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	▲ 0.5	7			
	46	印刷又は製本業	3.5	0.0	3.5			
	47	化学工業	4.5	0.0	4.5			
	48	ガラス又はセメント製造業	6	0.0	6			
	66	コンクリート製造業	13	0.0	13			
	62	陶磁器製品製造業	18	▲ 1.0	17			
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	▲ 3.0	23			
	50	金属精錬業 (非鉄金属精錬業を除く)	6.5	0.0	6.5			
	51	非鉄金属精錬業	7	0.0	7			
	52	金属材料品製造業 (鋳物業を除く。)	5.5	▲ 0.5	5			
	53	鋳物業	16	0.0	16			
	54	金属製品製造業又は金属加工業 (洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く)	10	▲ 1.0	9			
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業 (めつき業を除く)	6.5	0.0	6.5			
	55	めつき業	7	▲ 0.5	6.5			
	56	機械器具製造業 (電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。)	5	0.0	5			
	57	電気機械器具製造業	2.5	▲ 0.5	3			
	58	輸送用機械器具製造業 (船舶製造又は修理業を除く。)	4	0.0	4			
	59	船舶製造又は修理業	23	0.0	23			
60	計量器、光学機械、時計等製造業 (電気機械器具製造業を除く。)	2.5	0.0	2.5				
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	0.0	3.5				
61	その他の製造業	6.5	▲ 0.5	6				
運輸業	71	交通運輸事業	4	0.0	4			
	72	貨物取扱事業 (港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	9	▲ 0.5	8.5			
	73	港湾貨物取扱事業 (港湾荷役業を除く。)	9	0.0	9			
	74	港湾荷役業	13	▲ 1.0	12			
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	0.0	3			
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	0.0	13			
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13	0.0	13			
	93	ビルメンテナンス業	5.5	▲ 0.5	6			
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	0.0	6.5			
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	0.0	2.5			
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	0.0	3			
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	0.0	2.5			
	94	その他の各種事業	3	0.0	3			
90	船舶所有者の事業	47	▲ 5.0	42				

令和6年度の雇用保険料率について

～令和5年度と同率です～

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです（令和5年度と同率です。）。
- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに引き続き6/1,000です。（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000です。）。
- 雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）も、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和6年度の雇用保険料率>

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		①+② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和5年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000
(令和5年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和6年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



特別加入保険料率表

(令和6年4月1日施行)

第一種特別加入保険料率

・当該事業に適用される労災保険率と同一の率である。

第二種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

事業又は作業の種類 の番号	事業又は作業の種類	第二種特別加入 保険料率
特 1	労働者災害補償保険法施行規則（以下「労災保険法施行規則」という。）第46条の17第1号の事業（個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を 使用して行う貨物の運送の事業）	11
特 2	労災保険法施行規則第46条の17第2号の事業（建設業の一人親方）	17
特 3	労災保険法施行規則第46条の17第3号の事業（漁船による自営業者）	45
特 4	労災保険法施行規則第46条の17第4号の事業（林業の一人親方）	52
特 5	労災保険法施行規則第46条の17第5号の事業（医薬品の配置販売業者）	6
特 6	労災保険法施行規則第46条の17第6号の事業（再生資源取扱業者）	14
特 7	労災保険法施行規則第46条の17第7号の事業（船員法第一条に規定する船員が行う 事業）	48
特 8	労災保険法施行規則第46条の17第8号の事業（柔道整復師）	3
特 9	労災保険法施行規則第46条の17第9号の事業（創業支援等措置に基づく事業を行う 高年齢者）	3
特10	労災保険法施行規則第46条の17第10号の事業（あん摩マツサージ指圧師、はり師又 はきゆう師）	3
特11	労災保険法施行規則第46条の17第11号の事業（歯科技工士）	3
特12	労災保険法施行規則第46条の18第1号口の作業（指定農業機械作業従事者）	3
特13	労災保険法施行規則第46条の18第2号イの作業（職場適応訓練受講者）	3
特14	労災保険法施行規則第46条の18第3号イ又はロの作業（金属等の加工、洋食器加工 作業）	14
特15	労災保険法施行規則第46条の18第3号ハの作業（履物等の加工の作業）	5
特16	労災保険法施行規則第46条の18第3号ニの作業（陶磁器製造の作業）	17
特17	労災保険法施行規則第46条の18第3号ホの作業（動力機械による作業）	3
特18	労災保険法施行規則第46条の18第3号ヘの作業（仏壇、食器の加工の作業）	18
特19	労災保険法施行規則第46条の18第2号ロの作業（事業主団体等委託訓練従事者）	3
特20	労災保険法施行規則第46条の18第1号イの作業（特定農作業従事者）	9
特21	労災保険法施行規則第46条の18第4号の作業（労働組合等常勤役員）	3
特22	労災保険法施行規則第46条の18第5号の作業（介護作業従事者及び家事支援従事 者）	5
特23	労災保険法施行規則第46条の18第6号の作業（芸能関係作業従事者）	3
特24	労災保険法施行規則第46条の18第7号の作業（アニメーション制作作業従事者）	3
特25	労災保険法施行規則第46条の18第8号の作業（情報処理システムの設計等の情報処 理に係る作業従事者）	3

第三種特別加入保険料率

(単位:1/1,000)

対	象	第三種特別加入 保険料率
	海外で行われる事業に派遣される労働者等	3

